

令和 7 年厚木市農業委員会 7 月定例総会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 25 日 水曜日 午後 3 時から午後 3 時 20 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

2 番 早 川 暁

3 番 内 海 則 行

5 番 曾 根 義 久

6 番 高 澤 友紀子

7 番 鈴 木 好 弘

8 番 三 橋 澄 夫

9 番 清 田 徳 治

11 番 中 丸 豊

12 番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 4 番 井 上 慎 一

10 番 大 矢 和 人

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 11 件)
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (報告 15 件)
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (報告 1 件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告 2 件)
- 5 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 件)
- 6 議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (1 件)
- 7 議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (47 件)

<議長>

ただいまの出席委員は10人で定足数に達しております。

4番の井上慎一委員及び10番の大矢和人委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和7年厚木市農業委員会7月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の中丸豊委員、1番の小池よし子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、6月11日から7月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、6件、6筆、面積は3,766平方メートルでございます。

法第5条につきましては、5件、9筆、面積は1,582平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、11件、15筆、面積は5,348平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、6月11日から7月10日までに受付したものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は10人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ81筆、面積は延べ41,935.87平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

対象地は飯山字亀井2筆、登記地目はともに畑で、合計面積は1,854平方メートルでございます。

貸人は飯山にお住まいのAさん、借人は幸町のB株式会社代表取締役Cさんでございます。

借人の都合により、令和7年6月25日に合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は2件でございます。

1 番でございます。

証明願提出者は、酒井にお住まいのD さんです。

母のE さんが令和7 年1 月23 日にお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が令和7 年7 月1 日に提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、酒井字下反町1 筆、登記地目は畑、面積は2,279 平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人の立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

続いて2 番でございます。

証明願提出者は、小野にお住まいのF さんです。

父のG さんが令和6 年11 月3 日にお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が令和7 年6 月30 日に提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、小野字中曽根2 筆、同所字竹ノ内2 筆及び同所字桂木2 筆、登記地目は全て田、合計面積は3,845 平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人の立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第28号「農地法第3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第28号「農地法第3 条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は3 件でございます。

初めに1 番でございます。

対象地は飯山字大見原1 筆、現況地目は畑、面積は3,550 平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのH さん、受人は横浜市中区万代町3 丁目の合同会社I 代表社員J さんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、草刈り機3 台。

労働力につきましては、本人及び社員４人の５人です。

続いて２番でございます。

対象地は三田字観音２筆、同所字才戸１筆、現況地目は全て畑、合計面積は2,201平方メートルです。

渡人は海老名市にお住まいのKさん、受人は南町にお住まいのLさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、軽トラック２台。

労働力につきましては、本人、妻、子及び弟の４人です。

続いて３番でございます。

対象地は温水字浅間山１筆、現況地目は畑、面積は772平方メートルです。

渡人は東京都文京区小石川１丁目にお住まいのMさん、受人は愛名にお住まいのNさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、妻及び父の３人です。

なお、１番から３番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程５、議案第28号「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程５、議案第28号「農地法第３条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程６、議案第29号「農地法第５条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第29号「農地法第５条の規定による許可申請」について、御説明

いたします。

お諮りする案件は1件でございます。

対象地は愛甲西三丁目1筆、登記地目は田、面積は631平方メートルです。

受人は東京都品川区大崎一丁目の〇株式会社代表取締役Pさん、渡人は愛甲西3丁目にお住まいのQさんです。

本申請は、賃借権設定による仮設ヤード設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条により農用地として利用すべきと定められた農用地ですが、仮設工作物の設置その他の一時利用を目的に3年以内の一時転用が認められるものです。

賃借人は令和6年県営かんがい排水事業相模川右岸2期地区愛甲隧道工事計画を請負う法人で、工事用の鋼材等の置場として仮設ヤードが必要となったことから、設備を設置しやすい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の北側は道路、東側は水路、西側は田、南側は畑に接しております。

北側に出入口を設け、道路と出入口の間はスロープとなるようにし、全面に土木用シート及び鉄板を敷き、クレーンや鋼材等の仮置場及び従業員の現場事務所や休憩所とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、大雨等により水が溢れだした場合に備えて、北側の道路以外に土嚢を2段設置する計画でございます。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第30号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたしま

す。事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第30号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和7年9月1日のものについてお諮りいたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、28件、51筆、合計面積は28,807平方メートルでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が12件、新規が16件でございます。

全て使用貸借権の設定で、設定期間については、3年間が25件、9年間が3件でございます。

次に、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、こちらは、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定の案件となりますが、案件としましては、19件、51筆、合計面積は28,807平方メートル。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が8件、新規が11件でございます。

全て使用貸借権の設定で、設定期間については、3年間が17件、9年間が2件でございます。

なお、転借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定にする要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第30号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程7、議案第30号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年厚木市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。

令和 7 年 7 月 25 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
